



第 5 回
定時株主総会招集ご通知
2018年 4 月 1 日 ▶ 2019年 3 月 31 日

SHINWA CO.,LTD.

目 次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
第 1 号議案 取締役（監査等委員である取締 役を除く。）4 名選任の件	
第 2 号議案 監査等委員である取締役 3 名選 任の件	
（添付書類）	
事業報告	14
連結計算書類	35
計算書類	38
監査報告書	41

日 時

2019年 6 月 25 日（火曜日）
午前 10 時（受付開始 午前 9 時）

場 所

岐阜県大垣市万石二丁目 31 番地
大垣フォーラムホテル
2 階 旭光の間

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

本年より、株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布を取りやめさせていただくこととなりました。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

 **信和株式会社**

証券コード：3447

Our Mission

私たちの理念

私たちは、製品・サービスを通じて大切な「命」を守ります。

私たちがご提供する製品やサービスは、これらを利用する方々の安全、

ひいては命に直結しています。

私たちはそれをいつも心にとどめて活動し、すべての品質に対して

決して妥協することはありません。

私たちは、社員のやる気を応援し、「夢と未来」の実現を支えます。

社員が夢を描き、その実現に向かって、持てる力を存分に発揮できることが

重要と考えています。

私たちは、社員が誇りとやりがいを持って

仕事に臨み、成果を分かち合い、

さらなる成長を目指していくことを

全力で支えます。

Our Vision

私たちの目標

私たちは、お客様から信頼される企業を目指します。

私たちの『品質方針』である

「安全性」・「品質向上」・「納期厳守」・

「価格競争力」のレベルを高めるべく、

お客様との対話を大切に、

一切の妥協なく努力を続けます。

私たちは、お客様とともに成長を続けます。

社員の一人ひとりが、日々の活動を通じて人間として成長できるよう、

一歩ずつでも前進していきます。

やがて、社員が自分の人生を託すにふさわしい、

素晴らしく夢のある企業を自ら創りだせるよう、

努力と工夫を怠らない

組織となることを目指します。

証券コード3447
2019年6月10日

株 主 各 位

岐阜県海津市平田町仏師川字村中30番7

信和株式会社

代表取締役社長 山田 博

第5回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第5回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、次頁のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月24日（月曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2019年6月25日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所	岐阜県大垣市万石二丁目31番地 大垣フォーラムホテル 2階 旭光の間 末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。
3. 目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第5期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類ならびに計算書類の内容報告の件</p> <p>2. 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件</p> <p>第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件</p>

以 上

株主総会にご出席くださる株主様とご出席がむずかしい株主様の公平性等を勘案し、本年より、株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布を取りやめさせていただくこととなりました。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

当日ご出席の場合

株主総会会場での 議決権行使の場合



株主総会開催日時

2019年6月25日(火曜日)
午前10時(受付開始午前9時)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、議事資料として本冊子をご持参ください。また、株主様ではない代理人及び同僚の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意願います。

当日ご出席願えない場合

郵送(書面)による 議決権行使の場合



行使期限

2019年6月24日(月曜日)
午後5時到着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネットによる 議決権行使の場合



行使期限

2019年6月24日(月曜日)
午後5時締切

指定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご参照ください。

※書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。
- (3) 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、下記の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本株主総会招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査した書類の一部であります。

株主総会招集ご通知掲載サイト>> <http://ir.shinwa-jp.com/>

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://ir.shinwa-jp.com/>) に掲載させていただきます。

議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使のご案内

行使期限 2019年6月24日(月曜日)午後5時まで受付

▶ アクセス手順

1. 議決権行使サイトへアクセス

<https://www.web54.net>

[アクセス用QRコード] ▶



2. ログインする

*** ログイン ***

●議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
●議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載されています。
(電子メールにより届着の通知を受取られている株主様の場合は、届着の通知電子メールアドレスに記載しております)

議決権行使コード:

3. パスワードの入力

*** パスワード認証 ***

●パスワードを入力し、【入力内容を確認】をクリックしてください。
●パスワードを一度に5回連続で入力失敗した場合は、2分間システム上でロックがかかります。
●パスワードをお忘れの場合は、ご連絡ください。

パスワード:

4. 以降は画面の入力案内にしたがって賛否をご入力ください。

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。
※詳しくは同封のチラシをご覧ください。

- インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
- インターネットによる議決権行使は、2019年6月24日(月曜日)午後5時まで受付いたします。(議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。)
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金等)は株主様のご負担となります。

※書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる
議決権行使に関する
お問合せ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問合せくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート



0120-652-031 [受付時間 (午前9時~午後9時)]

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、当社は下記の事項を取締役の指名手続き及び指名基準を定めており、取締役候補者全員は、資格要件を満たしております。

なお、本議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役7名の構成は、社内取締役3名、独立社外取締役は4名となり、男性取締役6名、女性取締役1名となります。

取締役候補者 指名基準

1. 指名の手続き

当社は、独立社外取締役4名と代表取締役1名で構成される指名報酬委員会を設置しております。

指名報酬委員会において、下記の選任基準、及び、独立性判断基準に基づき、取締役候補者を審議した後、監査等委員会の同意を得て取締役会で決定し、選出する仕組みを構築しております。

2. 社内取締役の選任基準

- (1) 当社の歴史・風土・文化を理解し、信和イズムを踏襲する優れたビジネス感覚・経営判断能力を有する者
- (2) 当社グループの業務に関する専門知識を有し、先見性、構想力、決断力、求心力、指導力に優れている者
- (3) 取締役としてふさわしい人間性と倫理観を有する者
- (4) 社内取締役としての職務を遂行するにあたり健康上の支障がない者

3. 社外取締役の選任基準

- (1) 経営、経理・財務、法律、行政、社会文化等の専門分野に関する知見を有し、当該専門分野で相応の実績を上げている者
- (2) 取締役としてふさわしい人間性と倫理観を有する者
- (3) 社外取締役としての職務遂行にあたり、他の職務との兼務が適正であり、支障とならない者
- (4) 社外取締役としての職務を遂行するにあたり、健康上の支障がない者

4. 社外取締役の独立性判断基準

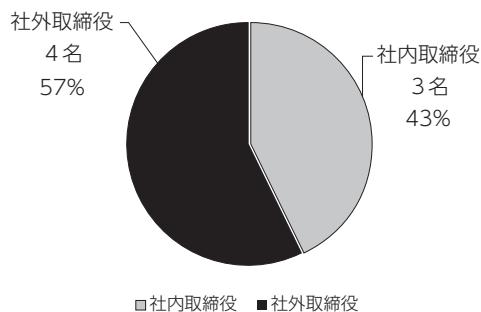
- (1) 当社取締役会が、当社における社外取締役が独立性を有すると認定するには、当該社外取締役が以下のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立した中立の存在でなければならない。(以下、独立性を有すると認定する社外取締役を「独立役員」という。)
- ① 当社グループの業務執行を担当する者
 - ② 当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行者
 - ③ 当社グループの主要な取引先またはその業務執行者
 - ④ 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者またはその業務執行者
 - ⑤ 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者またはその業務執行者
 - ⑥ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家
 - ⑦ 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
 - ⑧ 当社グループの業務執行者が現在または過去3年以内に他の会社において社外役員に就いているまたは就いていた場合における当該他の会社の業務執行者
 - ⑨ 下記に掲げる者の近親者
 - (a) 上記①から⑧までに掲げる者
 - (b) 当社グループの重要な業務執行者
 - (c) 過去3年間において、上記(b)に該当していたもの
- (2) 前条に定める要件のほか、独立役員は、独立した社外取締役としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有してはならない。
- (3) 独立役員は、本基準に定める独立性を退任まで維持するように努め、本基準に定める独立性を有しないこととなった場合には、直ちに当社に告知するものとする。

■選任後の取締役会の構成

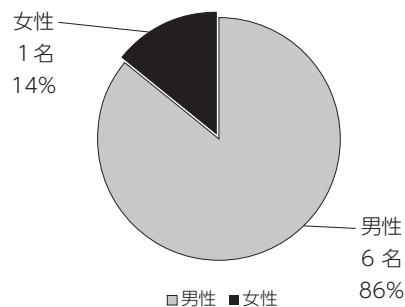
氏名	当社における地位及び担当	第5期の取締役会への出席状況
山田 博	代表取締役社長 再任	100% (23回/23回)
則武 栗夫	常務取締役 執行役員 営業本部長 再任	100% (23回/23回)
平野 真一	取締役 執行役員 製造本部長 再任	100% (17回/17回)
水谷 謙作	社外取締役 (監査等委員) 新任・社外・独立	100% (23回/23回)
伊藤 佐英	社外取締役 (監査等委員) 再任・社外・独立	100% (23回/23回)
谷口 哲一	社外取締役 (監査等委員) 再任・社外・独立	100% (23回/23回)
阿知波 知子	新任・社外・独立	—

- (注) 1. 取締役候補者の地位及び担当は、招集ご通知発送時のものです。
 2. 平野真一氏は、2018年6月26日開催の第4回定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任いたしましたので、同日以降に開催した取締役会への出席状況を記載しております。
 3. 社外…社外取締役候補者 独立…東京証券取引所に届出予定の独立役員

《社外取締役の割合》



《女性取締役の割合》



取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<p>やま だ ひろし 山 田 博 (1952年9月28日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再 任</p>	<p>1979年8月 当社入社 2003年12月 当社 代表取締役社長（現任） 2007年8月 信和サービス株式会社 取締役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 信和サービス株式会社 取締役</p> <p>(取締役候補者とした理由) 山田博氏は、略歴のとおり、2003年12月に代表取締役に就任し、当社グループの成長を牽引して事業のグローバル化及び経営改革を推し進めてきたほか、取締役会の議長を務め、建設的な議論を促す等、取締役会の機能強化に努めております。 今後も引き続き、取締役としてグループ全体の経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから取締役候補者としたしました。</p>	69,324株 (138,000)

- (注) 1. 山田博氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式数（ ）内は、新株予約権であります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	<p style="text-align: center;">のり たけ くり お 則 武 栗 夫 (1967年10月20日生)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">再 任</div>	<p>1990年 4 月 株式会社ワキタ入社 1993年 9 月 光洋運輸株式会社入社 1997年 7 月 丸紅建設機械販売株式会社入社 2007年 7 月 当社入社 営業部副部長兼大阪 営業所長 2010年 4 月 当社 執行役員 営業本部長兼 大阪支店長 2014年 1 月 信和サービス株式会社 取締役 (現任) 2017年 8 月 当社 常務取締役 執行役員 営業本部長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 信和サービス株式会社 取締役</p> <p>(取締役候補者とした理由) 則武栗夫氏は、略歴のとおり、長年、当業界で営業の最前線 で指揮を執っており、営業本部の責任者として豊富な経験 と実績を有しております。 今後も引き続き、取締役としてグループ全体の経営に対し て適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与 できる人材と判断したことから取締役候補者といたしました。</p>	<p style="text-align: center;">34,924株 (69,200)</p>

- (注) 1. 則武栗夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式数 () 内は、新株予約権であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">ひらのしんいち 平野真一 (1963年9月4日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</p>	<p>1982年4月 シャープエンジニアリング株式会社（現、シャープビジネスソリューション株式会社）入社</p> <p>1984年9月 ソニー瑞浪株式会社（現、ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ株式会社）入社</p> <p>2004年4月 同社 オペレーションサービス部 統括部長</p> <p>2010年1月 上海索广映像有限公司 製造部 統括部長</p> <p>2013年12月 当社入社 製造本部副本部長</p> <p>2015年4月 当社 執行役員 製造本部長</p> <p>2018年6月 当社 取締役 執行役員 製造本部長（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 重要な兼職はございません。</p> <p>（取締役候補者とした理由） 平野真一氏は、略歴のとおり、製造本部の責任者として豊富な経験と実績を有しております。 今後も引き続き、取締役としてグループ全体の経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから取締役候補者といたしました。</p>	34,924株 (69,200)

- (注) 1. 平野真一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式数（ ）内は、新株予約権であります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
4	<p style="text-align: center;">みづ たに けん さく 水 谷 謙 作 (1974年3月8日生)</p> <p style="text-align: center;">新任</p> <p style="text-align: center;">社外</p> <p style="text-align: center;">独立</p>	<p>1998年4月 三菱商事株式会社入社 2005年2月 モルガン・スタンレー証券株式 会社（現三菱UFJモルガン・ス タンレー証券株式会社）入社 2006年1月 GCA株式会社入社 2007年12月 インテグラル株式会社 取締役 パートナー（現任） 2012年1月 インテグラル・パートナーズ株式 会社 取締役パートナー（現任） 2016年6月 当社 社外取締役 2017年6月 ホリイフードサービス株式会社 代表取締役会長（現任） 2017年8月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) インテグラル株式会社 取締役パートナー インテグラル・パートナーズ株式会社 取締役パートナー ホリイフードサービス株式会社 代表取締役会長 株式会社TBIホールディングス 非常勤取締役 株式会社ダイレクトマーケティングミックス 非常勤取締役 株式会社ビッグツリーテクノロジー&コンサルティング 非常勤取締役</p> <p>(社外取締役候補者とした理由) 水谷謙作氏は、略歴のとおり、様々な経営者として豊富な 経験と幅広い知見を備えていることに加え、他社の社外取締 役としての経験を有しており、人格、識見とも高く、2017 年8月から監査等委員である社外取締役として取締役会にお いて経営者の視点から積極的に発言いただいております。 今後は、取締役としてグループ全体の経営に対して適切な 監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人 材と判断したことから取締役候補者といいたしました。 また、当社の定める独立性判断基準（5頁ご参照）を満た していることから、社外取締役として独立した公正かつ客観 的な立場から経営監督機能を担って頂けると考えております。</p>	- 株

- (注) 1. 水谷謙作氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 水谷謙作氏は社外取締役候補者であります。当社は水谷謙作氏が本議案において選任され就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 水谷謙作氏の当社社外取締役（監査等委員）就任期間は本総会終結の時をもって1年10ヶ月となります。
4. 本議案において水谷謙作氏の選任が承認可決された場合には、当社と同氏の間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<p>伊藤佐英 (1952年10月12日生)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>1977年4月 日東製粉株式会社(現 日東富士製粉株式会社)入社 2013年6月 同社 監査役 2016年8月 当社 監査役 2017年8月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 重要な兼職はございません。</p> <p>(社外取締役候補者とした理由) 伊藤佐英氏は、略歴のとおり、企業経営における豊かな経験と高い見識を有しており、これまで監査等委員である取締役として、その専門的見地から当社の経営執行の監査を行うとともに、当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言を行ってきた実績を踏まえ、引き続き、監査等委員である社外取締役として適任と判断しました。 また、当社の定める独立性判断基準(5頁ご参照)を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担って頂けると考えております。</p>	1,015株

- (注) 1. 伊藤佐英氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 伊藤佐英氏は社外取締役候補者であります。当社は伊藤佐英氏が本議案において選任され就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 伊藤佐英氏の当社社外取締役(監査等委員)就任期間は本総会終結の時をもって1年10ヶ月となります。
4. 当社は伊藤佐英氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
2	<p style="text-align: center;">たに ぐち てつ いち 谷 □ 哲 一 (1967年6月6日生)</p> <p style="text-align: center;">再 任 社 外 独 立</p>	<p>1990年4月 警察庁入庁 2001年7月 内閣官房司法制度改革推進準備 室参事官補佐 2001年12月 司法制度改革推進本部事務局参 事官補佐 2003年6月 弁護士登録 谷口法律事務所入所 2011年6月 谷口法律事務所 代表弁護士 (現任) 2015年11月 株式会社コンヴァノ 社外監査 役 (現任) 2017年8月 当社 社外取締役 (監査等委 員) (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 谷口法律事務所 代表弁護士 株式会社コンヴァノ 社外監査役</p> <p>(社外取締役候補者とした理由) 谷口哲一氏は、略歴のとおり、弁護士としての豊富な経験 と高い見識を有しており、これまで監査等委員である取締役 として、その専門的見地から当社の経営執行の監査を行うと ともに、当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び 提言を行ってきた実績を踏まえ、引き続き、監査等委員であ る社外取締役として適任と判断しました。 また、当社の定める独立性判断基準（5頁ご参照）を満た していることから、社外取締役として独立した公正かつ客観 的な立場から経営監督機能を担って頂けると考えております。</p>	一株

- (注) 1. 谷口哲一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 谷口哲一氏は社外取締役候補者であります。当社は谷口哲一氏が本議案において選任され就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 谷口哲一氏の当社社外取締役（監査等委員）就任期間は本総会終結の時をもって1年10ヶ月となります。
4. 当社は谷口哲一氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	あちわともこ 阿知波 知子 (1984年8月25日生)	<p>2007年12月 有限責任あずさ監査法人入所 2015年6月 阿知波会計事務所入所 2015年11月 あちわ社会保険労務士事務所代表(現任) 2017年3月 あちわ行政書士事務所 代表(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) あちわ社会保険労務士事務所 代表 あちわ行政書士事務所 代表</p>	一株
	<p>新任</p> <p>社外</p> <p>独立</p>	<p>(社外取締役候補者とした理由) 阿知波知子氏は、略歴のとおり、公認会計士・税理士・社会保険労務士・行政書士等として財務・会計等に関する相当程度の知見及び企業経営に関する十分な見識を有しており、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行の監督等を適切に実施していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>また、当社の定める独立性判断基準(5頁ご参照)を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担って頂けると考えております。</p>	

- (注) 1. 阿知波知子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 阿知波知子氏は社外取締役候補者であります。当社は阿知波知子氏が本議案において選任され就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 本議案において阿知波知子氏の選任が承認可決された場合には、当社と同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

以上

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府による経済政策などを背景に、景気は緩やかな回復基調にありました。一方、通商問題の影響が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響など、依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが属する金属製品の製造業におきましては、世界的な鋼材や亜鉛などの原材料価格が高水準で推移し、利益を圧迫する状況が続いております。

当社製造製品の主な供給先である建設業界におきましては、国土交通省「建設総合統計」によると、2018年1月～6月の建設投資総額は26.4兆円（前年同期比2.3%増）と堅調に推移した一方で、7月～12月は28.1兆円（前年同期比0.7%減）と前年を下回る結果となり、大型工事案件の減少等の傾向がみられました。

建設現場におきましては、一段と深刻さを増す人手不足の問題や働き方改革などの取り組みにより、施工効率の改善や工期短縮に対するニーズ、安全衛生規則の改正などにより、建設現場における事故防止に資する安全措置資材へのニーズが高まっております。

このような経営環境の中、当社グループは「私たちは、製品・サービスを通じて大切な『命』を守ります」を理念に掲げ、当社が製造する製品の品質の向上、及び、拡販に取り組んでまいりました。

当連結会計年度におきましては、製造・販売が一体となった機動的な取り組みを行うとともに、新たに3つの機材センター（横浜、関西、熊本）を新設し、顧客への利便性を高めてまいりました。また、業容拡大に努めた物流機器部門が収益を牽引した結果、売上収益は17,512百万円（前期比5.6%増）となり過去最高を記録いたしました。

売上総利益におきましては、原材料の調達コストの抑制や生産性の向上に努めるとともに、販売価格の見直しなどの取り組みを実施した結果、四半期毎の売上総利益率は、段階的に改善して推移いたしました。しかしながら、通期では原材料価格の高騰を吸収しきれず、当連結会計年度の売上総利益率は23.0%となり、前連結会計年度より2.2ポイント低下いたしました。

コスト面におきましては、株式報酬費用等の人件費の増加や、新株予約権の行使に伴い資本金が増加したことにより租税公課が増加いたしました。また、配送費等の物流コストが上昇し、営業利益を圧迫する要因となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上収益は17,512百万円（前期比5.6%増）、営業利益は1,963百万円（前期比14.9%減）、税引前利益は1,894百万円（前期比15.4%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は1,331百万円（前期比8.8%減）となりました。

なお、当社グループは仮設資材及び物流機器の製造・販売事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりませんが、事業部門別の業績は、次のとおりであります。

①仮設資材部門

仮設資材部門は、主に戸建住宅などの低層から中層をターゲットにした「くさび緊結式足場」と、中層から高層の大型施設や公共工事をターゲットにした「次世代足場」の2つの製品群を展開しております。

くさび緊結式足場におきましては、人手不足等の要因を背景に前年を下回る見通しでありましたが、相次いだ自然災害からの復旧・復興活動の高まりを受け、売上収益は8,214百万円（前期比3.1%増）となり、前年を上回って推移いたしました。

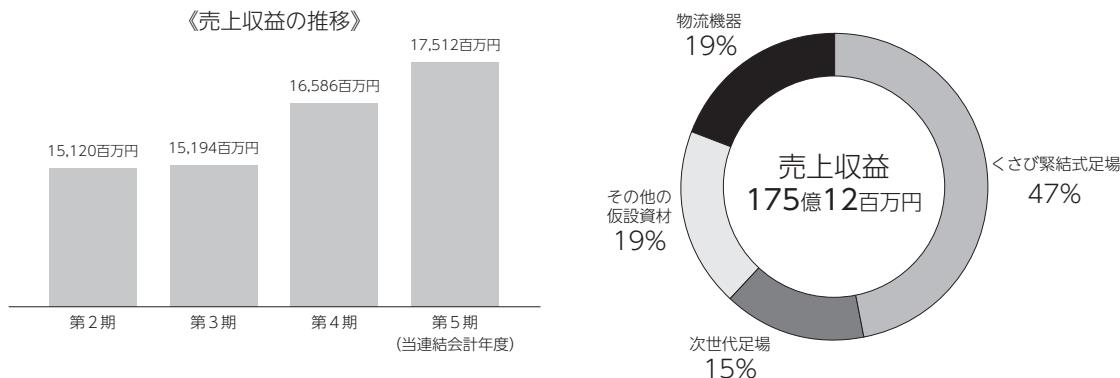
一方、次世代足場におきましては、施工効率の改善や高い安全性の追求、騒音問題への配慮など、建設現場の課題解決に資する製品として安定した需要がみられたものの、年度後半より大型工事案件の減少等を背景に仮設資材リース会社や施工会社からの需要が減少し売上が伸び悩んだ結果、次世代足場の売上収益は2,657百万円（前期比11.9%減）となりました。

これらの結果、仮設資材部門の売上収益は14,275百万円（前期比2.7%減）となりました。

②物流機器部門

物流機器部門においては、大手インターネット販売会社向け大型倉庫用ラックやLEDを用いた人工光型植物工場向け多段棚、さらに自動車業界向け搬送機器など、大型のリピート受注を多数獲得したことに加え、液体搬送用バルクコンテナケージの需要が一段と高まり、好調に推移いたしました。

これらの結果、物流機器部門の売上収益は3,236百万円（前期比68.6%増）となりました。



(2) 資金調達の状況

2020年3月末に返済期限が到来するシンジケートローン契約について、2019年3月に返済期限を2024年3月末とする借り換えを実行いたしました。

(3) 設備投資の状況

当社グループは、当連結会計年度中において、当社土倉工場等で使用する生産設備や治具・金型、顧客貸出に使用するレンタル資産及び情報システムの更新等に583百万円の設備投資を行いました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

IFRS

	第2期	第3期	第4期	第5期 (当連結会計年度)
	2015年4月1日から 2016年3月31日まで	2016年4月1日から 2017年3月31日まで	2017年4月1日から 2018年3月31日まで	2018年4月1日から 2019年3月31日まで
売上収益(千円)	15,120,211	15,194,280	16,586,046	17,512,217
営業利益(千円)	2,470,605	2,631,035	2,306,882	1,963,946
親会社の所有者に帰属 する当期利益(千円)	1,511,482	1,680,549	1,459,774	1,331,456
基本的1株当たり 当期利益(円)	109.66	121.88	105.87	96.44
資産合計(千円)	19,000,199	20,241,065	21,084,913	21,172,457
資本合計(千円)	8,812,663	10,495,004	11,968,824	12,859,007

- (注) 1. 第4期より、会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準(IFRS)に準拠して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第2期及び第3期のIFRSに準拠した数値も併記しております。
2. 当社は2018年1月13日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行いました。第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し基本的1株当たり当期利益及び1株当たり親会社所有者帰属持分を算定しています。

(5) 対処すべき課題

中長期的な会社の経営戦略の実現を果たすため、当社グループは下記の課題に取り組んでまいります。

①グループ全社員の活力の創出

当社グループは、経営理念（Our Mission）として『私たちは、社員のやる気を応援し、「夢と未来」の実現を支えます。』を掲げております。また、当社グループが持続的な成長を果たすためには、社員が夢を描き、その実現に向かって、持てる力を存分に発揮できることが重要だと考えております。

その実現のために、当社グループは社員の働き甲斐を高め、社員の活力の創出に資するよう、人事評価の透明性を図り、成果や情報の共有を図るインフラの整備を行うとともに、業務の効率化やコミュニケーションの活性化を推進するIT投資、ブランディングを通じた意識・意欲の高揚など、多様な人材が能力を最大限に発揮できる職場環境の整備などを推進してまいります。

②優秀な人材の確保と育成

当社グループが持続的な成長を果たすためには、優秀な人材を確保し育成することが不可欠であると考えております。

当社グループでは、積極的な採用活動を一層推し進め、製品開発力の強化や営業力の強化、内部管理体制の強化などに資する優秀な人材を確保してまいります。

また、成長を促す仕組みづくりに取り組み、社内外の研修体制の整備、人材管理体制の構築、外部ノウハウの活用等を推進してまいります。

③コーポレートガバナンスの強化

当社グループは、コンプライアンスの方針・体制・運営方法を定め、企業の社会的責任を深く自覚するとともに日常の業務遂行において関係諸法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践することが、継続的な企業価値の向上につながると考えております。

全てのステークホルダーを尊重し、企業の健全性、透明性を高めるとともに、長期的かつ安定的な株主価値の向上に努めるため、迅速で合理的な意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築し、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいります。

また、子会社においても管理体制を強化し、グループ全体でのガバナンスの強化を推進してまいります。

④製品品質の更なる向上

当社製品が顧客に選ばれ続けるための基盤は、製品品質の維持・向上にあるものと考えております。

製造人員、製造設備、製造方法等の変更時などの変化点における特に重点的な品質確認を実施するほか、過去に発生した品質問題を毎日のミーティング時に振り返り、対応策の継続確認や更なる対策の検討を行うことで、同じ問題を繰り返さない体制をさらに強化してまいります。

また、製品自体の品質確認のみならず、製造設備の造り込みやメンテナンスの定期化等の確認、検出された不具合の速やかな情報展開・情報共有を通じ、品質に問題のある個体を造らせない活動も行ってまいります。

⑤コストダウンの推進

当社グループの製造・調達部門においては、従来からの手法をそのまま踏襲し続けるのではなく、常に改善点を模索し、コストダウンを実践しております。

その範囲は、工程短縮だけにとどまらず、設備のランニングコスト、検査コストなど幅広い視点から、様々なコストダウン活動の積み重ねにより大きな効果を目指すものであります。材料調達においても、歩留まり向上を意図した適切なサイズの材料発注や複数社購買の推進などに注力することで、仕入れコスト低減に努めてまいります。

これらの活動は定期的にレビューし、取り組みの効果や方向性などを確認しつつ、コストダウンに対する不変的な姿勢としての定着を図ってまいります。

(6) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社1社で構成されており、主として次の事業を行っております。

①くさび緊結式足場資材及び一般仮設資材の開発・製造・販売・リース・レンタル並びにくさび緊結式足場の架け出し工事の設計・施工・請負

②物流機器の開発・製造・販売

(7) 主要な営業所及び工場（2019年3月31日現在）

①当社

営業所：東京支店 東京都千代田区
大阪支店 大阪府吹田市
名古屋オフィス 愛知県名古屋市
幸手事務所 埼玉県幸手市
フィリピン駐在員事務所 フィリピン共和国マニラ市
レンタルヤード：土倉機材センター 岐阜県海津市
杉戸機材センター 埼玉県北葛飾郡杉戸町
横浜機材センター 神奈川県横浜市
関西機材センター 大阪府池田市
工場：土倉工場 岐阜県海津市

②子会社

信和サービス株式会社

本社：福岡県糟屋郡宇美町

長崎営業所：長崎県諫早市

熊本機材センター：熊本県熊本市

<国内拠点分布>



(8) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
155名	7名増

(注) 従業員数は就業人員(当社グループ外への出向者を除き、当社グループへの出向者を含む)であり、契約社員、嘱託社員及びパート社員を含んでおりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
132名	5名増	40.7歳	8.2年

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)であり、契約社員、嘱託社員及びパート社員は当事業年度の平均15名を含んでおりません。

(9) 重要な子会社の状況 (2019年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
信和サービス株式会社	百万円 30	% 100	建設用仮設資材の販売他

(10) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	2,550百万円
三井住友信託銀行株式会社	900百万円
株式会社新生銀行	800百万円
株式会社三井住友銀行	700百万円
株式会社十六銀行	500百万円

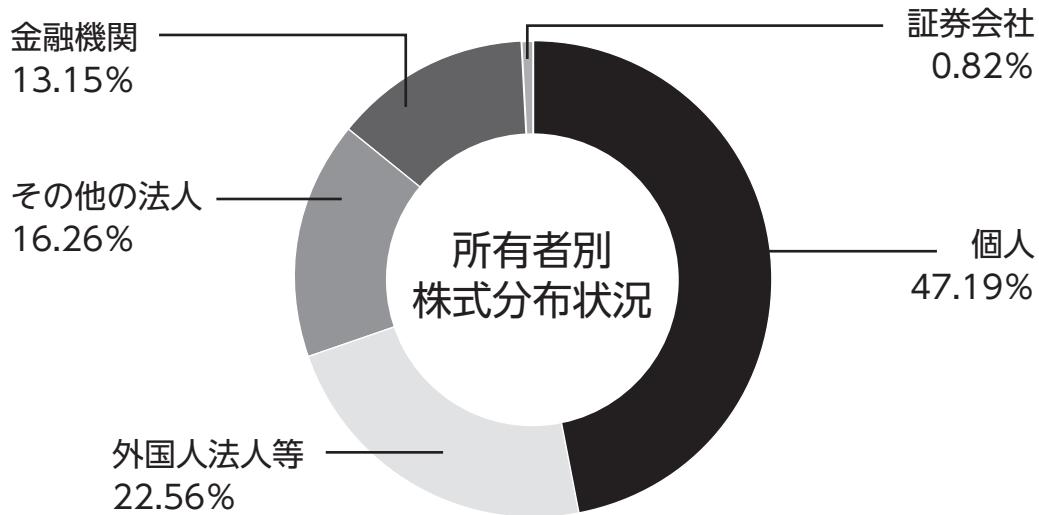
2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	55,153,600株
(2) 発行済株式の総数	13,988,800株
(3) 株主数	14,043名
(4) 大株主	

株主名	持株数	持株比率
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,814,700株	12.9%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	842,600株	6.0%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	778,200株	5.5%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	703,200株	5.0%
アルインコ株式会社	689,400株	4.9%
阪和興業株式会社	689,400株	4.9%
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	270,700株	1.9%
中山通商株式会社	137,900株	0.9%
株式会社 ヤグミ	137,900株	0.9%
ML I FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	104,300株	0.7%

(5) 株式分布状況

区 分	株式の状況（1単元の株式数100株）						単元未満株式の状況
	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	個人	計	
株主数（名）	6	24	158	38	13,713	13,939	—
所有株式数（単元）	18,399	1,159	22,744	31,562	66,004	139,868	2,000株
割合（%）	13.15	0.82	16.26	22.56	47.19	100.00	—



3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日に当社役員が所有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容と概要

名称	第1回新株予約権
新株予約権の数	13,820個
保有人数 当社取締役（監査等委員及び社外役員を除く）	3名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式276,400株（注）3.
新株予約権の行使時の払込金額	1個につき10,000円（注）3.
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1株につき500円（注）3.
新株予約権の行使期間	2016年4月30日から2023年4月11日まで
新株予約権の行使条件	（注）1.
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）2.

（注）1.（新株予約権の行使条件）

- （1）本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することはできない。但し、当社取締役会の決議により特に行使が認められた場合はこの限りではない。
- （2）一個の本新株予約権の一部を行使することはできない。
- （3）本新株予約権者は、当社取締役会の決議により別段の決定がなされた場合を除き、本新株予約権の行使の時点において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又はこれらに準じる地位若しくは従業員（契約社員、嘱託社員及びパートタイマーを含むがこれらに限らない。）の地位にある場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。
- （4）本新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権を行使することができない。
 - ①本新株予約権者が、破産手続開始又は民事再生手続開始の申立を受け、又は自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合
 - ②本新株予約権者が、当社の就業規則第55条各号に規定する事由に該当した場合及びこれらに相当する行為を行ったと当社取締役会の決議により判断した場合

- ③本新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社又は当社の子会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競業する行為（当該事業又は行為を行う会社等の従業員、顧問、役員、相談役、代表者又はコンサルタントその他これと同等の地位を有する役職に就任することを含む。）を行った場合
- (5) 本新株予約権者は、本新株予約権に係る割当契約及び当社取締役会の決議にて別段の決定がなされた場合を除き、以下の区分に従って本新株予約権を行使する場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
- ①当社株式の上場に関する制限
- a 当社の株式が日本国内における金融商品取引所（店頭売買有価証券市場を含む。）又は外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所に上場される日（同日を含まない。）までの間は、本新株予約権を行使することができない。
- b 当該上場日から起算して1年間は、割当てを受けた本新株予約権の1/3に相当する数以下の本新株予約権に限り、本新株予約権を行使することができる。
- c 当該上場日の1年後の応当日から起算して1年間は、割当てを受けた本新株予約権の2/3に相当する数以下の本新株予約権に限り、本新株予約権を行使することができる。
- d 当該上場日の2年後の応当日以降は、割当てを受けた本新株予約権の全てを行使することができる。
- 但し、当該上場日以降であって、本新株予約権の行使期間が残り1年未満である場合には、本新株予約権者は、前記a乃至dにかかわらず、その保有する新株予約権の全てを行使することができる。なお、日本国内における金融商品取引所（店頭売買有価証券市場を含む。）又は外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所から上場審査の過程で本号の修正又は廃止が必要な旨の指摘を受けた場合においては、当社は、当社取締役会の決議により本号を修正し又は廃止することができるものとする。
- ②当社のEBITDAに関する制限
- a 当社の2018年3月期の計算書類が当社株主総会で決議されるまでは、本新株予約権を行使することはできない。
- b 当社の2018年3月期のEBITDAが15億円を上回った場合には、本新株予約権者は、2018年3月期の計算書類が株主総会で承認された日以後、割当てを受けた本新株予約権の1/3に相当する数以下の本新株予約権に限り、本新株予約権を行使することができる（疑義を避けるために規定すると、当社の2018年3月期のEBITDAが15億円以下であった場合には、割当てを受けた本新株予約権の1/3に相当する数の本新株予約権は失効する。以下も同様である。）。

- c 当社の2019年3月期のEBITDAが15億円を上回った場合には、本新株予約権者は、2019年3月期の計算書類が株主総会で承認された日以後、割当てを受けた本新株予約権の1/3に相当する数以下の本新株予約権に限り（但し、bで行使可能となった又は失効した新株予約権を除く。）、本新株予約権を行使することができる（疑義を避けるために規定すると、b及びcの条件を共に満たした場合には、割当てを受けた本新株予約権の2/3に相当する数以下の本新株予約権を行使することができることになる。以下も同様である。）。
- d 当社の2020年3月期のEBITDAが15億円を上回った場合には、本新株予約権者は、2020年3月期の計算書類が株主総会で承認された日以後、割当てを受けた本新株予約権の1/3に相当する数以下の本新株予約権に限り（但し、b及びcで行使可能となった又は失効した新株予約権を除く。）、本新株予約権を行使することができる。
- e 上記で「EBITDA」とは、当社の各期終了後に株主総会で承認される連結損益計算書における、営業利益、減価償却費、のれん償却費及び長期前払費用償却費の数値を合計した金額とする。
- (6) (5)の規定にかかわらず、本新株予約権者は、インテグラル2号投資事業有限責任組合及びIntegral Fund II (A) L.P.（以下併せて「本組合」という。）がある時点において保有する当社株式の全てを第三者に譲渡する旨の契約が締結され、かつ、当該契約が実行される場合（当社株式に付された担保権の実行として行われる当社株式の全部の譲渡又は処分がなされる場合を含む。以下「本エグジット」という。）であって、本組合から請求があった場合には、当該請求の日から5営業日の間（但し、本エグジットの実行日までに限る。）は、本新株予約権者は保有する本新株予約権の全てを行使することができるものとする。
- (7) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(注) 2. (新株予約権の譲渡に関する事項)

譲渡による本新株予約権の取得について、当社取締役会の決議による承認を要する。

- (注) 3. 2018年1月13日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」が調整されております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2019年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 田 博	信和サービス株式会社 取締役
常 務 取 締 役	則 武 栗 夫	執行役員営業本部長 信和サービス株式会社 取締役
取 締 役	平 野 真 一	執行役員製造本部長
取 締 役	邊 見 芳 弘	インテグラル株式会社 取締役パートナー インテグラル・パートナーズ株式会社 取締役パートナー インテグラル・オーエス株式会社 取締役パートナー イトキン株式会社 取締役会長 株式会社ヨウジヤマモト 取締役会長
取 締 役 (監査等委員)	伊 藤 佐 英	
取 締 役 (監査等委員)	水 谷 謙 作	インテグラル株式会社 取締役パートナー インテグラル・パートナーズ株式会社 取締役パートナー ホリイフードサービス株式会社 代表取締役会長
取 締 役 (監査等委員)	谷 口 哲 一	谷口法律事務所 代表弁護士 株式会社コンヴァノ 社外監査役

- (注) 1. 取締役邊見芳弘氏、伊藤佐英氏、水谷謙作氏及び谷口哲一氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、邊見芳弘氏、伊藤佐英氏、水谷謙作氏及び谷口哲一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査等委員会の補助機関（監査等委員会室等）が情報収集を行っているため、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の全員は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することを目的として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(2) 取締役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く）	3名	121,267千円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	2名 (2名)	6,300千円 (6,300千円)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2017年8月29日開催の臨時株主総会決議において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年8月29日開催の臨時株主総会決議において年額30百万円以内と決議いただいております。
3. 取締役の報酬等の額は、当事業年度において支払われたか否かにかかわらず、当社が当事業年度において費用計上した金額（会計上の見積条件をもとに費用化した金額を含みます。）をもとに記載しているため、当事業年度における実際の支給額とは異なります。
4. 当事業年度末現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）は4名（うち社外取締役1名）であります。上記員数には、無報酬の社外取締役1名は除いております。
5. 当事業年度末現在の取締役（監査等委員）は3名（うち社外取締役3名）であります。上記員数には、無報酬の社外取締役1名は除いております。

取締役 報酬基準

1. 報酬決定の手続き

(1) 指名報酬委員会

当社は役員及び執行役員の報酬の決定に関する手続きの客観性及び透明性を確保すること等を目的として、独立社外取締役4名と代表取締役1名で構成する指名報酬委員会を設置しております。

(2) 報酬の決定方法

取締役の報酬額は、指名報酬委員会において、本方針に基づき、各取締役の役割、貢献度、グループ業績の評価及び業績目標達成度の審議を行い、取締役会において決定します。

監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員会において決定します。

2. 役員報酬に関する基本的な考え方

当社は、当社の取締役の報酬制度を「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、中長期的グループ企業価値の継続的向上と持続的成長の実現のために、適切なリスクテイクを行うための仕組み」と位置付け、以下の点に基づき、構築・運用するものとします。

- ◇ 株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たせる、「透明性」「公正性」「合理性」の高い報酬制度とする。
- ◇ 持続的かつ中長期的な企業価値の向上を動機づけるため、中長期的な企業価値と連動する報酬制度とする。
- ◇ 株主からの負託に応えるとともに、信和イズムの継承と経営理念を実現できる優秀な人材を登用し、リテンションできる報酬制度とする。

3. 報酬水準

役員報酬の水準については、外部調査機関による客観的な役員報酬調査データに基づき、上場企業の中央値、同業（製造業・金属）、同規模（時価総額、事業規模等）、他業種の役員報酬水準と毎年比較検証を行い決定します。

4. 報酬構成

(1) 社内取締役

①構成内容

報酬構成は、次のとおりとします。

- 1) 役位に応じた「固定報酬」（金銭報酬）を支給するものとします。
- 2) 短期の企業価値向上を動機づけるインセンティブとして、事業年度ごとの業績達成率等に連動する「業績連動報酬」（金銭報酬）を支給するものとします。
- 3) 株主と価値を共有し、中長期の企業価値向上を動機づけるインセンティブとして「株式関連報酬」を支給するものとします。

②報酬構成の割合

構成割合は、下記の基準に基づき指名報酬委員会で審議します。

- 1) 固定報酬と業績連動報酬の割合は、6：4とします。
- 2) 業績連動報酬のうち、金銭報酬と株式報酬の割合は、6：4とします。

③業績連動報酬の算出基準

業績連動報酬の算出は、下記の基準に基づき指名報酬委員会で審議します。

- 1) 【短期インセンティブ報酬】 = 【業績連動金銭報酬】
= 【固定報酬】 × 【短期業績連動金銭報酬割合】 × 【業績目標達成率】
※ 業績目標達成率は、単年度の営業利益（連結IFRS基準）の達成率とします。

(2) 社外取締役

①構成内容

報酬構成は、次のとおりとします。

- 1) 役位に応じた「固定報酬」（金銭報酬）のみとします。
- 2) インセンティブ報酬となる「業績連動報酬」や「株式関連報酬」は支給しないものとします。

②報酬構成の割合

社外取締役の報酬は、固定報酬のみとし、業績と連動したインセンティブ報酬は設けておりません。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係（2019年3月31日現在）

区 分	氏 名	兼職先	兼職の内容
取締役	邊 見 芳 弘	インテグラル株式会社 インテグラル・パートナーズ株式会社 インテグラル・オーエス株式会社 イトキン株式会社 株式会社ヨウジヤマモト 株式会社ビッグツリーテクノロジー&コンサルティング	取締役パートナー 取締役パートナー 取締役パートナー 取締役会長 取締役会長 非常勤取締役
取締役 (監査等委員)	水 谷 謙 作	インテグラル株式会社 インテグラル・パートナーズ株式会社 ホリイフードサービス株式会社 株式会社TBIホールディングス 株式会社ダイレクトマーケティングミックス 株式会社ビッグツリーテクノロジー&コンサルティング	取締役パートナー 取締役パートナー 代表取締役会長 非常勤取締役 非常勤取締役 非常勤取締役
取締役 (監査等委員)	谷 口 哲 一	谷口法律事務所 株式会社コンヴァノ	代表弁護士 社外監査役

(注) 当社は、上記の法人等との間には特別な関係はありません。

②社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況	発言状況
取 締 役	邊 見 芳 弘	取締役会 23回／23回 (100%)	主に企業経営者としての豊富な経験に基づく見地から適宜発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	伊 藤 佐 英	取締役会 23回／23回 (100%) 監査等委員会 13回／13回 (100%)	主に上場会社の監査役を歴任した豊富な経験に基づく見地から適宜発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	水 谷 謙 作	取締役会 23回／23回 (100%) 監査等委員会 13回／13回 (100%)	主に企業経営者としての豊富な経験に基づく見地から適宜発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	谷 口 哲 一	取締役会 23回／23回 (100%) 監査等委員会 13回／13回 (100%)	主に弁護士としての豊富な経験に基づく見地から適宜発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 28百万円

②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 28百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に準じた監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検証した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、2015年6月29日開催の定時株主総会で定款を変更し、会計監査人の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

会計監査人は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、980万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとしております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループでは、株主の皆様に対する利益還元を経営上重要な課題の1つとして位置付けております。

①基本方針

当社は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を行うことを基本方針とし配当性向40%以上を目標に実施してまいります。

②配当回数と決定機関

当社の剰余金の配当は年1回の期末配当を基本方針としており、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める旨、定款で定めております。また、状況により会社法第454条第5項の規定に定める中間配当を行えることを定款に定めており、この中間配当の決定機関は取締役会であります。

③内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、財務体質の強化を図るとともに、一層の事業拡大を目指すための設備投資や人材育成など、有効な投資資金として活用し、企業価値の向上に努める考えであります。

当期につきましては、2019年4月18日開催の取締役会において、剰余金の処分に関する決議をし、当期の期末配当金につきましては、1株当たり44円とさせていただきます。その結果、配当性向は45.6%となっております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結財政状態計算書

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び現金同等物	1,742,662	営業債務及びその他の債務	1,180,307
営業債権及びその他の債権	3,817,591	借 入 金	494,427
棚 卸 資 産	2,382,330	未 払 法 人 所 得 税	174,928
その他の金融資産	50,035	その他の金融負債	33,612
その他の流動資産	71,714	その他の流動負債	293,947
流 動 資 産 合 計	8,064,334	流 動 負 債 合 計	2,177,223
非 流 動 資 産		非 流 動 負 債	
有形固定資産	2,495,759	借 入 金	5,685,822
の れ ん	9,221,769	引 当 金	45,588
無 形 資 産	1,276,012	その他の金融負債	42,725
その他の金融資産	83,382	繰 延 税 金 負 債	358,189
繰 延 税 金 資 産	18,118	その他の非流動負債	3,900
その他の非流動資産	13,079	非 流 動 負 債 合 計	6,136,226
非 流 動 資 産 合 計	13,108,122	負 債 合 計	8,313,449
		(資本の部)	
		資 本 金	150,125
		資 本 剰 余 金	6,915,576
		利 益 剰 余 金	5,793,305
		親会社の所有者に帰属する持分合計	12,859,007
		資 本 合 計	12,859,007
資 産 合 計	21,172,457	負 債 ・ 資 本 合 計	21,172,457

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 収 益	17,512,217
売 上 原 価	△13,482,004
売 上 総 利 益	4,030,213
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△2,073,562
そ の 他 の 収 益	11,354
そ の 他 の 費 用	△4,059
営 業 利 益	1,963,946
金 融 収 益	2,530
金 融 費 用	△71,697
税 引 前 利 益	1,894,779
法 人 所 得 税 費 用	△563,323
当 期 利 益	1,331,456
当 期 利 益 の 帰 属 親 会 社 の 所 有 者	1,331,456
当 期 利 益	1,331,456

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金
2018年4月1日残高	100,000	6,810,062	5,057,527
会計方針の変更の影響額	—	—	△5,309
2018年4月1日修正再表示後残高	100,000	6,810,062	5,052,218
当期利益	—	—	1,331,456
その他の包括利益	—	—	—
当期包括利益合計	—	—	1,331,456
新株の発行(新株予約権の行使)	50,125	50,074	—
配当金	—	—	△592,901
株式報酬取引	—	55,438	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金の振替額	—	—	2,531
所有者との取引額等合計	50,125	105,513	△590,369
2019年3月31日残高	150,125	6,915,576	5,793,305

	その他の資本の構成要素			親会社の所有者に帰属する持分合計	資本合計
	売却可能金融資産	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	その他の資本の構成要素合計		
2018年4月1日残高	1,234	—	1,234	11,968,824	11,968,824
会計方針の変更の影響額	△1,234	1,234	—	△5,309	△5,309
2018年4月1日修正再表示後残高	—	1,234	1,234	11,963,515	11,963,515
当期利益	—	—	—	1,331,456	1,331,456
その他の包括利益	—	1,297	1,297	1,297	1,297
当期包括利益合計	—	1,297	1,297	1,332,753	1,332,753
新株の発行(新株予約権の行使)	—	—	—	100,200	100,200
配当金	—	—	—	△592,901	△592,901
株式報酬取引	—	—	—	55,438	55,438
その他の資本の構成要素から利益剰余金の振替額	—	△2,531	△2,531	—	—
所有者との取引額等合計	—	△2,531	△2,531	△437,262	△437,262
2019年3月31日残高	—	—	—	12,859,007	12,859,007

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,291,063	流動負債	1,966,405
現金及び預金	1,277,809	買掛金	892,715
受取手形	577,999	1年内返済予定の長期借入金	500,000
電子記録債権	247,561	リース負債	12,689
商品及び製品	2,976,361	未払費用	157,844
仕掛品	1,343,970	未払法人税等	55,318
材料及び貯蔵品	287,312	未償還の引当金	127,388
原材料及び貯蔵品	520,255		63,123
前払費用	32,565		157,324
未収金	14,902		
貸倒引当金	24,110	固定負債	6,633,590
	△11,786	長期借入金	6,350,000
固定資産	11,338,284	リース負債	7,704
有形固定資産	1,469,741	資産除却負債	37,788
建物	340,185	繰延税の金	234,196
構築物	13,514	その他	3,900
機械及び装置	224,033	負債合計	8,599,995
車両運搬具	23,600	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	39,659	株主資本	10,029,252
土地	802,457	資本金	150,125
建物	18,908	資本剰余金	6,845,125
建設仮勘定	7,380	資本準備金	50,125
無形固定資産	8,349,026	その他資本剰余金	6,795,000
のれん	7,330,124	利益剰余金	3,034,002
商標	954,025	利益準備金	25,000
ソフトウェア	64,742	その他利益剰余金	3,009,002
その他	135	繰越利益剰余金	3,009,002
投資その他の資産	1,519,516	新株予約権	100
関係会社株	927,382		
破産更生債権	5,370		
長期前払費用	527,675		
長期未収金	68,804		
その他	39,473		
貸倒引当金	△49,190	純資産合計	10,029,353
資産合計	18,629,348	負債・純資産合計	18,629,348

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		16,427,795
売上原価		12,952,274
売上総利益		3,475,520
販売費及び一般管理費		2,290,526
営業利益		1,184,994
営業外収益		
受取利息及び配当金	203,522	
仕入割引	17,005	
その他の	4,956	225,484
営業外費用		
支払利息	56,958	
支払手数料	75,481	
その他の	2,682	135,122
経常利益		1,275,356
特別利益		
固定資産売却益	32	
投資有価証券売却益	2,880	2,912
特別損失		
固定資産処分損	385	
その他の	13	398
税引前当期純利益		1,277,871
法人税、住民税及び事業税	474,026	
法人税等調整額	△31,617	442,408
当期純利益		835,462

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
2018年4月1日残高	100,000	－	6,795,000	6,795,000	－	2,791,440	2,791,440	9,686,440
当期変動額								
剰余金の配当						△592,901	△592,901	△592,901
利益準備金の積立					25,000	△25,000		－
当期純利益						835,462	835,462	835,462
新株の発行（新株予約権 の行使）	50,125	50,125		50,125				100,250
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	50,125	50,125	－	50,125	25,000	217,561	242,561	342,811
2019年3月31日残高	150,125	50,125	6,795,000	6,845,125	25,000	3,009,002	3,034,002	10,029,252

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2018年4月1日残高	1,234	1,234	150	9,687,825
当期変動額				
剰余金の配当				△592,901
利益準備金の積立				－
当期純利益				835,462
新株の発行（新株予約権 の行使）				100,250
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,234	△1,234	△50	△1,284
当期変動額合計	△1,234	△1,234	△50	341,527
2019年3月31日残高	－	－	100	10,029,353

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月22日

信和株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	膳	亀	聡	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥	谷	浩之	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、信和株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、信和株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月22日

信和株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 膳 亀 聡 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥 谷 浩 之 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、信和株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第5期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第339条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月22日

信和株式会社 監査等委員会

監査等委員 伊藤 佐英 ㊞

監査等委員 水谷 謙作 ㊞

監査等委員 谷口 哲一 ㊞

(注) 監査等委員伊藤佐英、水谷謙作及び谷口哲一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

開催日時 2019年6月25日（火曜日）午前10時
開催場所 岐阜県大垣市万石二丁目31番地
大垣フォーラムホテル 2階 旭光の間
電話 0584 (81) 4171



【交通機関のご案内】

送迎バスをご利用の方

- ・当日は、JR東海道本線「大垣駅」南口より午前9時20分、9時30分に出発予定の送迎バスを用意しておりますので、ご利用ください。

お車の方

- ・お車でお越しの方は、当会場（大垣フォーラムホテル）の駐車場をご利用ください。
JR東海道本線「大垣駅」より車で約10分
JR東海道新幹線「岐阜羽島駅」より車で約20分
名神高速道路「大垣I.C.」より車で約20分
名神高速道路「岐阜羽島I.C.」より車で約15分

本年より、株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布を取りやめさせていただくこととなりました。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

